

会長に事故あるときの社員総会議長代行順位に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第17条の規定に基づき、会長に事故があった場合に社員総会の議長を務める順位を定めることを目的とする。

(代行順位)

第2条 会長に事故があった場合に、社員総会の議長を務める順位を以下のとおり定める。

- (1) 専務理事
- (2) 常務理事：常務理事が複数名の場合は、その氏名の五十音順とする。
- (3) 主たる事務所以外の地域に住居を定める理事で、理事会において指名されたもの

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則（2014年4月13日理事会決議）

1 この規程は、2014年4月13日から施行する。

2 定款第27条第2項に基づき、別に職務権限規程において代行順位を定めるまでの間、この規程において定めた順位をもって、定款、規則及び規程等に定める会長の職務において、会長に事故があった場合にその職務を代行する場合にも準用する。ただし、代表権は代行できない。